

尼崎市中学生の死亡事案について（報告）

1. 事案概要

- （1）平成30年11月19日、尼崎市立中学校2年男子が尼崎市内のJR踏切内で電車にはねられ死亡した。
- （2）当該生徒の保護者は、本事案は自死であり、神戸市立小学校時代におけるいじめが原因であると訴えている。

2. 神戸市立小・中学校在籍時の状況

- （1）市立小学校に在籍していた平成29年3月に、担任が、当該児童の机に「死ぬ」などの落書きがあるとの同級生の申し出を受け、クラスの児童に対し聞き取り等を行ったが、関係児童の特定までには至らなかった。当時、学校は本事案をいじめとして認定し、当該児童・保護者に事案を説明するとともに、教育委員会へも報告があった。事案発生以降、学校は卒業まで見守りを継続した。
- （2）平成29年4月、当該児童は市立中学校に進学し、当初はほぼ欠席なく学校生活を過ごしていたが、9月の体育会以降、欠席（9月：7日、10月：11日）が続くようになった。
- （3）同年9月下旬に、保護者より小学校時の落書きがトラウマとなり、学校に行くことができないので、環境を変えるため転校を考えている旨の連絡があり、その後10月18日に当該生徒は尼崎市立中学校へ転校した。

3. 当該生徒の死亡後の対応

- （1）平成30年11月、尼崎市教育委員会事務局より、保護者から当該生徒は小学校時のいじめにより自死したとの発言があった、という旨の連絡を受けた。
- （2）同年12月、当時の小・中学校の校長・担任が保護者と面談し、当時の状況を改めて説明するとともに、落書きをした関係児童を特定できなかったこと、つらい思いをさせたことを謝罪した。
- （3）平成31年1月、小学校6年時の同級生に対して当該生徒が亡くなった事実を伝えること、当該生徒の当時の学校生活についてアンケートを実施することを、保護者と確認した。
- （4）同年3月、当該生徒が亡くなったことを当時の同級生及び保護者に伝えるとともに、上記アンケートを実施し、その結果を保護者に送付した。
- （5）令和元年7月10日、保護者から3月の内容では納得できないので、小学校時の落書きの事実関係及びそれ以外にいじめがあったか否か、またいじめと自死との因果関係について調査してほしいという要望を受けた。
- （6）8月20日、尼崎市教育委員会事務局及び兵庫県教育委員会事務局の職員とともに、保護者と面談し、神戸市教育委員会として、保護者からの要望の趣旨を踏まえ、外部有識者の参画の下、調査することを保護者に伝え、了承を得た。

4. 今後の対応

小学校時のいじめによって中学校を転校せざるを得なくなった、という保護者の訴えを受けとめ、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめによって転校を余儀なくされた疑いがあるものとして、いじめの重大事態と認定し、第三者委員会による調査を実施する予定である。